

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規 則

- 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 三

訓 令

- 福島県職員研修規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県公安委員会 三
- 福島県道路交通規則等の一部を改正する規則 三
- 福島県人事委員会 三
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 五

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

福島県規則第二十八号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第七号、第九号及び第十号」を「第八号、第十号及び第十一号」に改める。

福島県知事 佐藤 雄平

第九十六条第二項中「係る除権判決」を「係る除権決定(非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百八条第一項に規定する除権決定をいう。)」に改め、「対して公示催告」の下に「(同法第五百五十六条に規定する公示催告をいう。)」を加え、

「除権判決」を「当該除権決定」に改める。

第一百六条第四項第二号中「養護学校」を「特別支援学校」に、「とき、又は」を「とき又は」に改める。

第六十五条第二項中「に預金して」を「への預金又は元本の償還及び利息の支払が確実な債券の売戻条件付売買取引により」に改める。

第二百条中「に次ぐ第二の」を「から一取引日を経過した最初の」に、「その日が出納閉鎖期日後となるときは、別に定めるものを除き、出納閉鎖期日」を「知事が別に定める収納代理金融機関にあつては、当該領収の日から二取引日を経過した最初の取引日」に改める。

第二百二十九条第一項第三号中「金融機関」の下に「(次条第二項において「保険会社等」という。)」を加え、同項第四号中「(昭和二十二年勅令第六十五号)」を削る。

第二百三十条第二項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

別表第一中 「福島県立会津高等技術専門学校」を「福島県立テクノアカデミー会津」に、「福島県立浜高等技術専門学校」を「福島県立テクノアカデミー浜」に、「福島県立喜多方商業高等学校」を「福島県立喜多方桐桜高等学校」に、「福島県立喜多方工業高等学校」を「福島県立喜多方工業高等学校」に、「福島県立平養護学校」を「福島県立平養護学校」に、「福島県立いわき養護学校」を「福島県立いわき養護学校」に、「福島県立富岡養護学校」を「福島県立富岡養護学校」に、「福島県立相馬養護学校」を「福島県立相馬養護学校」に、「福島県郡山北警察署」を「福島県郡山北警察署」に、「福島県本宮警察署」を「福島県本宮警察署」に、「福島県富岡警察署」を「福島県富岡警察署」に、「福島県会津坂下警察署」を「福島県会津坂下警察署」に、「福島県浪江警察署」を「福島県双葉警察署」に改める。

別表第四(その一) 8の項を次のように改める。

8 報償費	支出又は交付の決定をするとき。	支出命令を発したとき。	支出又は交付をする額	※支出又は交付を明らかにした関係書類	支出負担行為に必要な書類	物品を購入する場合(単価)
支出又は交付の決定をするとき。	支出命令を発したとき。	支出又は交付をする額	※支出又は交付を明らかにした関係書類	支出負担行為に必要な書類	物品を購入する場合(単価)	
(購入契約を締結するとき。)	(支出命令を発したとき。)	(購入契約に係る金額)	(見積書(第二百六十九条第一項に規定するファイル	(※請求書、検取調書、納品書、物品検収		

審判員休憩室	一四〇円
選手シャワー室	七〇円

附 則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県規則第三十一号

福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

福島県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

「 縦66センチメートル以上
横18センチメートル以上
木製、金属製、プラスチック製又はこれらと同程度以上の耐久性を有する材質のものとする。」

第三号様式中
「たて66センチメートル
よこ18センチメートル
木製又は金属製とする。」
を
に改め

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(出納総務課)

訓 令

福島県訓令第十五号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程(昭和五十五年福島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「指名研修」を「基本研修」に改め、「又は職員が職務を遂行するの
に自ら必要と考える知識及び技能」を削り、「応じて」の下に「体系的に」を加え、同
条第二号中「個別選択研修」を「選択研修」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「指名研修及び個別選択研修」を「基本研修及び選

択研修」に改め、同条第二項を削る。

第十条第一項中「指名研修」を「基本研修」に改め、同条第二項中「個別選択研修」
を「選択研修」に、「推せん」を「推薦」に改める。

第十一条第一項中「指名研修又は個別選択研修」を「基本研修又は選択研修」に改め
る。

別表知事の項中

部次長

行政組織規則第七条第
一項の表の中欄に掲げ
る総室(財務総室等を
除く。)に所属するそ
の他の職員

食産業振興監

部次長

行政組織規則第七条第
一項の表の中欄に掲げ
る総室(財務総室等を
除く。)に所属するそ
の他の職員

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(職員研修課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月30日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第 4 号

福島県道路交通規則等の一部を改正する規則

(福島県道路交通規則の一部改正)

第 1 条 福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条 第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 前項第 1 号の規定にかかわらず、同号に掲げる申請をする場合における当該申請
は、福島県公安委員会が別に定める方法により、福島県福島警察署長、福島県福島
北警察署長又は福島県郡山北警察署長を経由することができる。

4 第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、同号に掲げる申請をする者の住所が次の表
の左欄に掲げる区域である場合における当該申請は、福島県公安委員会が別に定め
る方法により、それぞれ同表の右欄に掲げる警察署長を経由することができる。

当該申請をする者の住所地	経由することができる警察署長
福島市のうち飯野町、飯野町青木、飯野町大久保若しくは飯野町明治又は伊達郡川俣町	福島県福島警察署長
伊達郡のうち桑折町又は国見町	福島県福島北警察署長
本宮市又は安達郡大玉村	福島県郡山北警察署長

第7条第1項及び第3項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改める。

第29条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合に該当する者の住所地が第2条第4項の表の左欄に掲げる区域である場合における前項に規定する場合には、福島県公安委員会が別に定める方法によりそれぞれ同表の右欄に掲げる警察署長を経由して申出をする場合を含むものとする。

第30条の3第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項後段の規定にかかわらず、同項前段の交付を申請しようとする者が福島県公安委員会が別に定める方法により福島県福島警察署長、福島県福島北警察署長又は福島県郡山北警察署長を経由して申請しようとする場合における当該申請しようとする者は、同項後段に規定する免許用写真の添付を要しない。

第36条の12第1項中「(福島県福島警察署、福島県福島北警察署、福島県郡山警察署及び福島県郡山北警察署を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

別表第1に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から3級までの各級
--------	-------------

別表第2に次のように加える。

肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
--------	------------------

別表第3市道(福島市) 鳥川大笹生線の項の次に次のように加える。

市道(福島市) 鎌田・笹谷線	福島市北矢野目字小原田西17番4地先から同市鎌田字町東2番1地先まで
----------------	------------------------------------

様式第19号の8記入上の注意3中「福島警察署、福島北警察署、郡山警察署又は郡山北警察署」を「別に定める場合を除き、福島警察署長、福島北警察署長、郡山警察署長又は郡山北警察署長」に改める。

署長又は郡山北警察署長」に改める。

所轄警察署等 (○で囲む)	福島・福島北・桑折・伊達・川俣・二本松郡山・郡山北・本宮・須賀川・白河・石川・棚倉・三春・小野 会津若松・猪苗代・喜多方・会津坂下・会津美里・南会津 いわき中央・常磐地区幹部交番・いわき東・いわき南 南相馬・富岡・浪江・相馬
------------------	---

様式第41号中

を

備考

に改める。

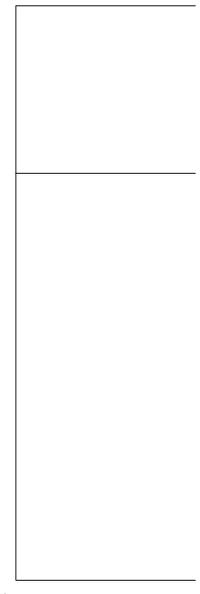
様式第46号の2中

を

所轄警察署等 (○で囲む。)	福島・福島北・桑折・伊達・川俣・二本松・郡山・郡山北・本宮・須賀川・白河・石川・棚倉・三春・小野・会津若松・猪苗代・喜多方・会津坂下・会津美里・南会津・いわき中央・常磐地区幹部交番・いわき東・いわき南・南相馬・富岡・浪江・相馬
-------------------	---

備考

に改める。



(福島県道路交通規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 福島県道路交通規則の一部を改正する規則(平成20年福島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中第7条の改正規定は平成22年4月19日から、第36条の12の改正規定は公布の日から施行する。

(交通企画課)

福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第八号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「財団法人福島県体育協会(昭和四十七年五月二十七日に財団法人福島県という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県文化振興事業団(昭和四十五年八月一日に財団法人福島ターという名称で設立された法人をいう。)

体育協会と

県文化セン を 「財団法人福島県体育協会(昭和四十七年五月二十七日に財団法人福島という名称で設立された法人をいう。)

県体育協会と に改める。

別表第二中 「財団法人ダム技術センター(昭和五十七年九月二十四日に財団法人ダムという名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県学校給食会(昭和二十九年十二月二十七日に財団法人福

技術センタ

島県学校給

ム技術センタ

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(総務審査課)

食会という名称で設立された法人をいう。)

「財団法人ダム技術センター(昭和五十七年九月二十四日に財団法人ダムという名称で設立された法人をいう。)

に改める。